

告 示

埼玉県収用委員会告示第二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり、収用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

令和五年五月二十六日

埼玉県収用委員会会長 久保村 康 史

一 事件番号

埼玉県収用委員会令和五年度第一号

二 起業者の名称及び所在地

さいたま市 代表者 さいたま市長 清水 勇人

埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目四番四号

三 事業の種類

さいたま都市計画道路事業三・四・十一号産業道路

四 裁決手続の開始を決定した土地

所在 埼玉県さいたま市大宮区天沼町二丁目

地番 八百九十七番三

地目 登記簿 宅地

現 況 宅地

地積 登記簿 八十四・三三平方メートル

実 測 八十四・四一平方メートル

五 土地所有者の氏名及び住所

大島 昇

埼玉県さいたま市大宮区天沼町二丁目九百七十一番地

六 土地に関して権利を有する関係人の名称、所在地及びその権利の種類

吉真建設株式会社 代表取締役 吉真 誠人

埼玉県さいたま市北区東大成町一丁目五百十九番地一

賃借権

七 裁決手続の開始を決定した日

令和五年五月二十四日